

【変更箇所新旧対照表】

| 正会員に関する規程 | | | |
|-----------|---------------|--|---|
| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
| | タイトル | 一般社団法人日本音楽制作者連盟 の正会員に関する規程 | 正会員に関する規程 |
| 第1条 | 目的 | この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)の正会員に関する資格の取得(定款第7条)、資格の喪失(定款第9条)及び社員総会の決議により別に定める報酬請求権等の管理委託契約約款等について必要な事項を定め、もって正会員の地位の安定を図ることを目的とする。 | この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)の正会員に関する 定款第7条に定める会員 資格の取得、 定款第9条に定める会員 資格の喪失、管理委託契約約款等について必要な事項を定め、もって正会員の地位の安定を図ることを目的とする。 |
| 第5条 | 入会手続 | 入会申込者は、当連盟所定の入会申込書及び推薦資格者2名からの推薦状に、次の書類を添付して、当連盟に提出しなければならない。 (1)履歴事項全部証明書 3か月以内のもの (2)代表者略歴書(写真添付) (3)口座届出書 (4) (法人代表者印の) 印鑑登録証明書 3か月以内のもの 2 理事会は、前項の入会申込書及び適式な添付書類の提出があった場合には、入会申込者の当連盟への入会の可否を審査するものとする。 | 入会申込者は、当連盟所定の入会申込書及び推薦資格者2名からの推薦状に、次の書類を添付して、当連盟に提出しなければならない。 (1)履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの) (2)代表者略歴書(顔写真添付) (3)口座届出書 (4)法人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの) 2 理事会は、前項の入会申込書及び適式な添付書類の提出があった場合には、入会申込者の当連盟への入会の可否を審査するものとする。 |
| 第7条 | 会員名簿 | 当連盟に入会した会員を、定款第6条に定める種別ごとに会員名簿に登録することとする。 2 会員がその資格を喪失した場合、会員名簿からその登録を抹消する。 | 当連盟に入会した 正会員 を、定款第6条に定める種別ごとに会員名簿に登録することとする。 2 正会員 がその資格を喪失した場合、会員名簿からその登録を抹消する。 |
| 第9条 | 会員登録名又は代表者の変更 | 1 商号又は代表者を変更した法人の正会員は、当連盟所定の変更届に、履歴事項全部証明書(3か月以内のもの)、法人代表者印の印鑑登録証明書(3か月以内のもの)等を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。 2 会員登録名の変更には、商号の変更のほか、法人格を異にする別法人であっても、両法人の代表者が同一であり、かつ、両法人が当連盟に報酬請求権の行使を委任するアーティストが全て同一であるとき、当該別法人名に会員登録名を変更する場合を含むものとする。この場合、当連盟所定の変更届に、両法人の商業登記簿謄本の写しを添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。 | 見出しの変更 (申請事項の変更) 正会員は、当連盟に申請した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を当連盟所定の変更届に記し、次の各号に定める書類を添付して、速やかに当連盟に提出しなければならない。 (1)商号を変更した場合は、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)、法人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。 (2)代表者を変更した場合は、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)、代表者略歴書(顔写真添付)、法人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。 (3)印鑑を変更した場合は、印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。 (4)前各号以外の変更が生じた場合は、当連盟にその旨を通知し、かつ、速やかに所定の手続をとらなければならない。 2 会員登録名の変更には、商号の変更のほか、法人格を異にする別法人であっても、両法人の代表者が同一であり、かつ、両法人が当連盟に報酬請求権の行使を委任するアーティストが全て同一であるとき、当該別法人名に会員登録名を変更する場合を含むものとする。この場合、当連盟所定の変更届に、両法人の 履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの) を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。 |
| 第10条 | 入会金及び会費 | 正会員の入会金及び会費に関する事項は、 社員総会の決議により別に定める 会費等に関する規程によるものとする。 | 正会員の入会金及び会費に関する事項は、会費等に関する規程に 定める 。 |

正会員に関する規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|------|-------------|---|--|
| 第11条 | 会費滞納による資格停止 | <p>正会員が2年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、2年目の滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止日とする。</p> <p>2 当連盟は、前項の<u>定め</u>に基づき会費を滞納した正会員の会員資格を停止した場合、次の者に対し、速やかにその旨を通知する。</p> <p>(1) 2年分の会費を滞納した当該正会員</p> <p>(2) 前号に定める正会員の入会を推薦した推薦資格者</p> <p>3 前項第2号に定める推薦資格者は、同項柱書きに定める通知を受けた日から2か月以内に、同項第1号に定める正会員より<u>事情</u>を確認した上で、当該正会員が滞納分の会費を納付する時期等を当連盟に報告しなければならない。</p> <p>4 本条第2項第1号に定める正会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該正会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。</p> | <p>正会員が2年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、2年目の滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止日とする。</p> <p>2 当連盟は、前項に基づき、<u>会費</u>を滞納した正会員の会員資格を停止した場合、次の者に対し、速やかにその旨を通知する。</p> <p>(1) 2年分の会費を滞納した当該正会員</p> <p>(2) 前号に定める正会員の入会を推薦した推薦資格者</p> <p>3 前項第2号に定める推薦資格者は、同項柱書きに定める通知を受けた日から2か月以内に、同項第1号に定める正会員より<u>事由</u>を確認した上で、当該正会員が滞納分の会費を納付する時期等を当連盟に報告しなければならない。</p> <p>4 本条第2項第1号に定める正会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該正会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。</p> |
| 第12条 | 会費滞納による資格喪失 | <p>前条第1項に基づき、会員資格を停止された正会員が、会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。この場合、当連盟は、前条第2項<u>第1号及び同第2号</u>に定める者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。</p> | <p>前条第1項に基づき、会員資格を停止された正会員が、会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。この場合、当連盟は、前条第2項に定める者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。</p> |
| 第14条 | 会員資格の喪失日 | <p>正会員は、定款第9条第1項に基づき、次の各号に該当するに至ったときは、各号に定める日をもってその会員資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき(定款第9条第1項第1号)</p> <p>当連盟が、定款第10条に基づき提出された当連盟所定の退会届を受理した日の属する月の末日</p> <p>(2) 会費滞納を理由に会員資格を停止された会員が2か月以内に滞納会費全額を納付しなかったとき(定款第9条第1項第2号、本規程第12条)</p> <p>本規程第11条第1項に定める会員資格停止日</p> <p>(3) 連絡先不明となって6か月を経過したとき(定款第9条第1項第3号、本規程第13条)</p> <p>連絡先不明となって6か月を経過した日</p> <p>(4) 総正会員が同意したとき(定款第9条第1項第4号)</p> <p>総正会員が同意した日</p> <p>(5) <u>正会員である法人に解散若しくは</u>それに準ずる事由が生じたとき(定款第9条第1項第6号)</p> <p><u>正会員である法人に解散若しくは</u>それに準ずる事由が生じた日</p> <p>(6) 定款その他当連盟の定める規程及び運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき(定款第9条第1項第7号)</p> <p>理事会により、決議がなされた日</p> <p>(7) 除名されたとき(定款第9条第1項第8号)</p> <p>定款第11条第1項に定める社員総会の決議がなされた日</p> | <p>正会員は、定款第9条第1項に基づき、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するに至ったときは、各号に定める日をもってその会員資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会したとき。(定款第9条第1項第1号)</p> <p>当連盟が、定款第10条に基づき提出された当連盟所定の退会届を受理した日の属する月の末日</p> <p>(2) 会費滞納を理由に会員資格を停止された会員が2か月以内に滞納会費全額を納付しなかったとき。(定款第9条第1項第2号、本規程第12条)</p> <p>本規程第11条第1項に定める会員資格停止日</p> <p>(3) 連絡先不明となって6か月を経過したとき。(定款第9条第1項第3号、本規程第13条)</p> <p>連絡先不明となって6か月を経過した日</p> <p>(4) 総正会員が同意したとき。(定款第9条第1項第4号)</p> <p>総正会員が同意した日</p> <p>(5) 解散<u>又は</u>それに準ずる事由が生じたとき。(定款第9条第1項第6号)</p> <p>解散<u>又は</u>それに準ずる事由が生じた日</p> <p>(6) 定款その他当連盟の定める規程及び運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。(定款第9条第1項第7号)</p> <p>理事会により、決議がなされた日</p> <p>(7) 除名されたとき。(定款第9条第1項第8号)</p> <p>定款第11条第1項に定める社員総会の決議がなされた日</p> |

正会員に関する規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|------|----------------|---|--|
| 第15条 | 前納の入会金及び会費の取扱い | <p>1 正会員が納付した入会金は、事由の如何を問わず返還しない。</p> <p>2 正会員が事業年度の途中で退会した場合、当該正会員の退会による資格喪失日の属する月の翌月分から当該事業年度末までの月数分の会費を返還する。なお、この場合の会費の返還は退会による資格喪失日より2か月以内に行うこととする。</p> <p>3 正会員が事業年度の途中で退会以外の事由により会員資格を喪失した場合、理事会の決議により、当該正会員の資格喪失日の属する月の翌月分から当該事業年度末までの月数分の会費を返還することができる。なお、この場合の会費の返還は資格喪失日より2か月以内に行うこととする。</p> <p>4 前二項に定める場合のほかは、正会員が納付した会費は返還しない。</p> | <p>1 正会員が納付した入会金は、事由のいかんを問わず返還しない。</p> <p>2 正会員が事業年度の途中で退会した場合、当該正会員の退会による資格喪失日の属する月の翌月分から当該事業年度末までの月数分の会費を返還する。なお、この場合の会費の返還は退会による資格喪失日より2か月以内に行うこととする。</p> <p>3 正会員が事業年度の途中で退会以外の事由により会員資格を喪失した場合、理事会の決議により、当該正会員の資格喪失日の属する月の翌月分から当該事業年度末までの月数分の会費を返還することができる。なお、この場合の会費の返還は資格喪失日より2か月以内に行うこととする。</p> <p>4 前二項に定める場合のほかは、正会員が納付した会費は返還しない。</p> |
| 第16条 | 再入会 | <p>1 当連盟の正会員であった者は、いったん正会員の資格を喪失した場合であっても、本規程第3条に定める入会申込の資格要件を満たす限り、再び、正会員として当連盟への入会を申込みことができる。但し、以下の者はこの限りでない。</p> <p>(1) 正会員であった期間に会費を滞納し、再入会申込の日までに滞納分の会費全額を当連盟に納付していない者。</p> <p>(2) 定款第11条に基づき除名された者。</p> <p>2 前項に定める再入会の手続は、入会の手続に準ずる。</p> | <p>1 当連盟の正会員であった者は、いったん正会員の資格を喪失した場合であっても、本規程第3条に定める入会申込の資格要件を満たす限り、再び、正会員として当連盟への入会を申込みことができる。ただし、次の者はこの限りでない。</p> <p>(1) 正会員であった期間に会費を滞納し、再入会申込の日までに滞納分の会費全額を当連盟に納付していない者。</p> <p>(2) 定款第11条に基づき除名された者。</p> <p>2 前項に定める再入会の手続は、入会の手続に準ずる。</p> |
| 第17条 | 管理委託業務の委任 | <p>正会員は、社員総会の決議により定める報酬請求権等の管理委託契約約款(以下、「管理委託契約約款」という。)に基づき、管理委託契約約款に定める権利の行使に関する一切について、その管理委託業務を当連盟に委任しなければならない。なお、当該委任の内容、手続に関しては、管理委託契約約款及び、当連盟所定の規程等に従うものとする。</p> | <p>正会員は、管理委託契約約款に定める権利の行使に関する一切について、その管理委託業務を当連盟に委任しなければならない。なお、当該委任の内容、手続に関しては、管理委託契約約款、その他当連盟の定める規程に従うものとする。</p> |
| 第18条 | 補則 | <p>1 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。</p> <p>2 この規程の変更又は廃止は、理事会において行う。</p> | <p>1 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。</p> <p>2 この規程の変更又は廃止は、理事会において行う。</p> |
| 附則 | | <p>附 則</p> <p>1 この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟の設立の登記の日(平成22年12月1日)から施行する。</p> <p>2 平成25年4月1日一部改定</p> <p>3 平成26年2月26日一部改定</p> | <p>附 則</p> <p>1 この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟の設立の登記の日(平成22年12月1日)から施行する。</p> <p>2 平成25年4月1日一部改定</p> <p>3 平成26年2月26日一部改定</p> <p>4 平成28年6月15日一部改定</p> |

賛助会員に関する規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|------|---------|--|--|
| タイトル | | 一般社団法人日本音楽制作者連盟 の賛助会員に関する規程 | 賛助会員に関する規程 |
| 第1条 | 目的 | この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)の賛助会員に関する資格の取得(定款第7条)及び資格の喪失(定款第9条)等について必要な事項を定め、もって賛助会員の地位の安定を図ることを目的とする。 | この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)の賛助会員に関する 定款第7条に定める会員 資格の取得、 定款第9条に定める会員 資格の喪失等について必要な事項を定め、もって賛助会員の地位の安定を図ることを目的とする。 |
| 第5条 | 入会手続 | <p>1 入会申込者は、当連盟所定の入会申込書及び推薦資格者1名からの推薦状に、次の書類を添付して、当連盟に提出しなければならない。</p> <p>(1) 入会申込者が個人の場合</p> <p>①履歴書(写真添付)</p> <p>②住民票又は身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等写真付きのもの)</p> <p>(2) 入会申込者が団体の場合</p> <p>①履歴事項全部証明書 3か月以内のもの</p> <p>②会社概要(事業内容を示す資料)</p> <p>2 理事会は、前項の入会申込書及び適式な添付書類の提出があった場合には、入会申込者の当連盟への入会の可否を審査するものとする。</p> | <p>入会申込者は、当連盟所定の入会申込書及び推薦資格者1名からの推薦状に、次の書類を添付して、当連盟に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合</p> <p>①履歴書(顔写真添付)</p> <p>②住民票(発行から3か月以内のもの)又は身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等顔写真付きのもの)</p> <p>(2) 団体の場合</p> <p>①履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)</p> <p>②会社概要(事業内容を示す資料)</p> <p>2 理事会は、前項の入会申込書及び適式な添付書類の提出があった場合には、入会申込者の当連盟への入会の可否を審査するものとする。</p> |
| 第7条 | 会員名簿 | <p>当連盟に入会した会員を、定款第6条に定める種別ごとに会員名簿に登録することとする。</p> <p>2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報は、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。</p> <p>3 会員がその資格を喪失した場合、会員名簿からその登録を抹消する。</p> | <p>当連盟に入会した賛助会員を、定款第6条に定める種別ごとに会員名簿に登録することとする。</p> <p>2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報は、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。</p> <p>3 賛助会員がその資格を喪失した場合、会員名簿からその登録を抹消する。</p> |
| 第9条 | 申請事項の変更 | <p>賛助会員は、当連盟に申請した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を当連盟所定の変更届に記し、各号で定める書類と共に、速やかに当連盟に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人の場合</p> <p>氏名等を変更した個人の賛助会員は、当連盟所定の変更届に、住民票又は身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等写真付きのもの)等を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。</p> <p>(2) 団体の場合</p> <p>商号又は代表者を変更した法人の賛助会員は、当連盟所定の変更届に、履歴事項全部証明書(3か月以内のもの)を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。</p> | <p>賛助会員は、当連盟に申請した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を当連盟所定の変更届に記し、次の各号に定める書類を添付して、速やかに当連盟に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合</p> <p>①氏名を変更した場合は、住民票(発行から3か月以内のもの)又は身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等顔写真付きのもの)。</p> <p>②前号以外の変更が生じた場合は、当連盟にその旨を通知し、かつ、速やかに所定の手続をとらなければならない。</p> <p>(2) 団体の場合</p> <p>①商号を変更した場合は、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)。</p> <p>②代表者を変更した場合は、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)。</p> <p>③前各号以外の変更が生じた場合は、当連盟にその旨を通知し、かつ、速やかに所定の手続をとらなければならない。</p> |

賛助会員に関する規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|------|-------------|--|---|
| 第10条 | 会費 | 賛助会員の会費に関する事項は、 <u>社員総会の決議により別に定める</u> 会費等に関する規程によるものとする。 | 賛助会員の会費に関する事項は、会費等に関する規程に <u>定める</u> 。 |
| 第11条 | 会費滞納による資格停止 | 賛助会員が1年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止日とする。 2 当連盟は、前項の <u>定め</u> に基づき会費を滞納した賛助会員の会員資格を停止した場合、次の者に対し、速やかにその旨を通知する。 (1) 1年分の会費を滞納した当該賛助会員 (2) 前号に定める賛助会員の入会を推薦した推薦資格者 3 前項第2号に定める推薦資格者は、同項柱書きに定める通知を受けた日から2か月以内に、同項第1号に定める賛助会員より <u>事情</u> を確認した上で、当該賛助会員が滞納分の会費を納付する時期等を当連盟に報告しなければならない。 4 本条第2項第1号に定める賛助会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該賛助会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。 | 賛助会員が1年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止日とする。 2 当連盟は、前項に基づき、 <u>会費</u> を滞納した賛助会員の会員資格を停止した場合、次の者に対し、速やかにその旨を通知する。 (1) 1年分の会費を滞納した当該賛助会員 (2) 前号に定める賛助会員の入会を推薦した推薦資格者 3 前項第2号に定める推薦資格者は、同項柱書きに定める通知を受けた日から2か月以内に、同項第1号に定める賛助会員より <u>事由</u> を確認した上で、当該賛助会員が滞納分の会費を納付する時期等を当連盟に報告しなければならない。 4 本条第2項第1号に定める賛助会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該賛助会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。 |
| 第12条 | 会費滞納による資格喪失 | 前条第1項に基づき、会員資格を停止された賛助会員が、会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。この場合、当連盟は、前条第2項 <u>第1号及び同第2号</u> に定める者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。 | 前条第1項に基づき、会員資格を停止された賛助会員が、会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。この場合、当連盟は、前条第2項に定める者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。 |
| 第14条 | 会員資格の喪失日 | 賛助会員は、定款第9条第1項に基づき、次の各号に該当するに至ったときは、各号に定める日をもってその会員資格を喪失する。 (1) 退会したとき(定款第9条第1項第1号) 定款第10条に基づき提出された当連盟所定の退会届に記入した賛助会員が希望する退会日 (2) 会費滞納を理由に会員資格を停止された会員が2か月以内に滞納会費全額を納付しなかったとき(定款第9条第1項第2号、本規程第12条) 本規程第11条第1項に定める会員資格停止日 (3) 連絡先不明となって6か月を経過したとき(定款第9条第1項第3号、本規程第13条) 連絡先不明となって6か月を経過した日 (4) 総正会員が同意したとき(定款第9条第1項第4号) 総正会員が同意した日 (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき(定款第9条第1項第5号) 後見開始又は保佐開始の審判を受けた日 (6) <u>賛助会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体に解散若しくはそれに準ずる事由が生じたとき</u> (定款第9条第1項第6号) <u>賛助会員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である団体に解散若しくはそれに準ずる事由が生じた日</u> (7) 定款その他当連盟の定める規程及び運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき(定款第9条第1項第7号) 理事会により、決議がなされた日 (8) 除名されたとき(定款第9条第1項第8号) 定款第11条第1項に定める社員総会の決議がなされた日 | 賛助会員は、定款第9条第1項に基づき、次の各号の <u>いずれか</u> に該当するに至ったときは、各号に定める日をもってその会員資格を喪失する。 (1) 退会したとき(定款第9条第1項第1号)。 定款第10条に基づき提出された当連盟所定の退会届に記入した賛助会員が希望する退会日 (2) 会費滞納を理由に会員資格を停止された会員が2か月以内に滞納会費全額を納付しなかったとき(定款第9条第1項第2号、本規程第12条)。 本規程第11条第1項に定める会員資格停止日 (3) 連絡先不明となって6か月を経過したとき(定款第9条第1項第3号、本規程第13条)。 連絡先不明となって6か月を経過した日 (4) 総正会員が同意したとき(定款第9条第1項第4号)。 総正会員が同意した日 (5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき(定款第9条第1項第5号)。 後見開始又は保佐開始の審判を受けた日 (6) 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散若しくはそれに準ずる事由が生じたとき(定款第9条第1項第6号)。 死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散若しくはそれに準ずる事由が生じた日 (7) 定款その他当連盟の定める規程及び運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき(定款第9条第1項第7号)。 理事会により、決議がなされた日 (8) 除名されたとき(定款第9条第1項第8号)。 定款第11条第1項に定める社員総会の決議がなされた日 |

賛助会員に関する規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|------|----------|--|--|
| 第15条 | 前納会費の取扱い | 賛助会員が納付した会費は、事由の如何を問わず返還しない。 | 見出しの変更 (前納の会費の取扱い) 賛助会員が納付した会費は、事由のいかんを問わず返還しない。 |
| 第16条 | 再入会 | 当連盟の賛助会員であった者は、いったん賛助会員の資格を喪失した場合であっても、本規程第3条に定める入会申込の資格要件を満たす限り、再び、賛助会員として当連盟への入会を申込むことができる。但し、以下の者はこの限りでない。 (1) 賛助会員であった期間に会費を滞納し、再入会申込の日までに滞納分の会費全額を当連盟に納付していない者。 (2) 定款第11条に基づき除名された者。 2 前項に定める再入会の手続は、入会の手続に準ずる。 | 当連盟の賛助会員であった者は、いったん賛助会員の資格を喪失した場合であっても、本規程第3条に定める入会申込の資格要件を満たす限り、再び、賛助会員として当連盟への入会を申込むことができる。ただし、次の者はこの限りでない。 (1) 賛助会員であった期間に会費を滞納し、再入会申込の日までに滞納分の会費全額を当連盟に納付していない者。 (2) 定款第11条に基づき除名された者。 2 前項に定める再入会の手続は、入会の手続に準ずる。 |
| 第17条 | 補則 | 1 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。 2 この規程の変更又は廃止は、理事会において行う。 | 1 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。 2 この規程の変更又は廃止は、理事会において行う。 |
| 附則 | | 附 則 1 この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟の設立の登記の日(平成22年12月1日)から施行する。 2 平成25年4月1日一部改定 3 平成26年2月26日一部改定 | 附則 1 この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟の設立の登記の日(平成22年12月1日)から施行する。 2 平成25年4月1日一部改定 3 平成26年2月26日一部改定 4 平成28年6月15日一部改定 |

権利委任者登録に関する規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|-----|--------------|---|---|
| 第1条 | 目的 | 本規程は、管理委託契約約款第2条に定める権利委任者として、管理委託契約約款第4条に定める対象権利の行使、管理等に係る業務を一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)に委任する場合の手續等を定めることを目的とする。 | この規程は、管理委託契約約款第2条に定める権利委任者として、管理委託契約約款第4条に定める対象権利の行使、管理等に係る業務を一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)に委任する場合の手續等を定めることを目的とする。 |
| 第2条 | 申込手續 | 権利委任者になろうとする者は、当連盟所定の委任状に以下の書類を添えて、当連盟へ申請を行い、理事会の承認を得なければならない。 (1) 個人の場合 ① 口座届出書 ② 住民票又は身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等写真付きのもの) ③ (委任状等に捺印する印鑑の)印鑑登録証明書 3か月以内のもの ④ アーティストプロフィール(写真添付) (2) 法人の場合 ① 口座届出書 ② (法人代表者印の)印鑑登録証明書 3か月以内のもの ③ 履歴事項全部証明書 3か月以内のもの ④ 代表者略歴書(写真添付) | 権利委任者になろうとする者は、当連盟所定の委任状に次の書類を添付して、当連盟へ申請を行い、理事会の承認を得なければならない。 (1) 個人の場合 ① <u>アーティストプロフィール(顔写真添付)</u> ② <u>個人番号が記載された書類の写し(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票(発行から3か月以内のもの))</u> ③ <u>身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等顔写真付のもの)</u> ④ 口座届出書 ⑤ (委任状等に捺印する印鑑の)印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの) (2) 法人の場合 ① <u>履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)</u> ② <u>代表者略歴書(顔写真添付)</u> ③ 口座届出書 ④ <u>法人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)</u> |
| 第4条 | 委任の終了 | 権利委任者が当連盟に対する委任を終了する場合には、当連盟所定の委任解除届により、速やかに当連盟に届け出なければならない。 2 当連盟所定の委任解除届を受理した日をもって、解除日とする。 | 権利委任者が当連盟に対する委任を終了する場合には、当連盟所定の委任解除届により、速やかに当連盟に提出しなければならない。 2 当連盟所定の委任解除届を受理した日をもって、解除日とする。 |
| 第5条 | 権利委任者たる地位の喪失 | 当連盟は、権利委任者に、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、当該権利委任者の権利委任者たる地位を喪失させることができる。 (1) 権利委任者より届出のある連絡先に宛てた通知が到達せず6か月が経過した場合 (2) 権利委任者より届出のある送金先に宛てた送金が到達せず6か月が経過した場合 (3) <u>個人である権利委任者が死亡した場合</u> (4) 定款その他当連盟の定める規程及び運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない場合 | 当連盟は、権利委任者に、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、当該権利委任者の権利委任者たる地位を喪失させることができる。 (1) 権利委任者より届出のある連絡先に宛てた通知が到達せず6か月が経過した場合 (2) 権利委任者より届出のある送金先に宛てた送金が到達せず6か月が経過した場合 (3) 死亡し <u>若しくは失踪宣告を受け、又は解散若しくはそれに準ずる事由が生じた場合</u> (4) 定款その他当連盟の定める規程及び運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない場合 |

権利委任者登録に関する規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|-----|---------|--|--|
| 第6条 | 申請事項の変更 | <p>権利委任者は、当連盟に申請した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を当連盟所定の変更届に記し、各号で定める書類と共に、速やかに当連盟に届け出なければならない。</p> <p>(1) 個人の場合 氏名等を変更した個人の権利委任者は、当連盟所定の変更届に、住民票又は身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等写真付きのもの)、印鑑登録証明書(3か月以内のもの)の写し等を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。</p> <p>(2) 団体の場合 商号又は代表者を変更した法人の権利委任者は、当連盟所定の変更届に、履歴事項全部証明書(3か月以内のもの)、法人代表者印の印鑑登録証明書(3か月以内のもの)等を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。</p> | <p>権利委任者は、当連盟に申請した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を当連盟所定の変更届に記し、次の各号に定める書類を添付して、速やかに当連盟に提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人の場合 ①氏名を変更した場合は、身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等顔写真付きのもの)、印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。 ②印鑑を変更した場合は、印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。 ③個人番号を変更した場合は、個人番号が記載された書類の写し(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票(発行から3か月以内のもの))及び身分を証明する書類の写し(運転免許証、パスポート等顔写真付きのもの)。 ④前各号以外の変更が生じた場合は、当連盟にその旨を通知し、かつ、速やかに所定の手続をとらなければならない。</p> <p>(2) 法人の場合 ①商号を変更した場合は、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)、法人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。 ②代表者を変更した場合は、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)、代表者略歴書(顔写真添付)、法人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。 ③法人の印鑑を変更した場合は、法人の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)。 ④前各号以外の変更が生じた場合は、当連盟にその旨を通知し、かつ、速やかに所定の手続をとらなければならない。</p> |
| 附則 | | <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本規程は、理事会の承認があった翌月から施行する。 2 会員の入会に関する入会細則(平成6年6月1日施行)は、廃止する。 3 平成20年7月11日一部改定 4 平成23年1月31日一部改定 5 平成23年1月31日の一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。 6 平成25年4月1日一部改定 7 平成26年5月28日一部改定 | <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、理事会の承認があった翌月から施行する。 2 会員の入会に関する入会細則(平成6年6月1日施行)は、廃止する。 3 平成20年7月11日一部改定 4 平成23年1月31日一部改定 5 平成23年1月31日の一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。 6 平成25年4月1日一部改定 7 平成26年5月28日一部改定 8 平成28年6月15日一部改定 |

管理委託契約約款

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|-----|--------|--|---|
| 第1条 | 目的 | この約款は、実演家の著作隣接権並びにこれに関する使用料、報酬及び補償金等の請求権(以下、個別に又は総称して「著作隣接権等」という。)の保護と利用の円滑化を図るため、著作隣接権等を管理ないし保有する者であって、第2条に定義する者(以下「委託者」という。)が、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「受託者」という。)に第4条に定める対象権利の行使及び管理等を委任し、代理させるために別途締結する委任契約(以下「本委任契約」という。)の内容を定めることを目的とする。 | この約款は、実演家の著作隣接権並びにこれに関する使用料、報酬、補償金等の請求権(以下、個別に又は総称して「著作隣接権等」という。)の保護と利用の円滑化を図るため、著作隣接権等を管理ないし保有する者であって、第2条に定義する者(以下「委託者」という。)が、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「受託者」という。)に第4条に定める対象権利の行使、管理等を委任し、代理させるために別途締結する委任契約(以下「本委任契約」という。)の内容を定めることを目的とする。 |
| 第2条 | 委託者の資格 | 委託者は、「正会員」(受託者の目的に賛同して受託者に入会した音楽制作事業を主たる業務とする者で、所定の入会金及び会費を納入する者)又は「権利委任者」(実演家又は実演家から権利の譲渡若しくは委任等を受けた者であって、第4条に定める本管理業務を受託者に委任する正会員以外の者)とする。 | 委託者は、「正会員」(受託者の目的に賛同して受託者に入会した音楽制作事業を主たる業務とする者で、所定の入会金及び会費を納入する者)又は「権利委任者」(実演家又は実演家から権利の譲渡、委任等を受けた者であって、第4条に定める本管理業務を受託者に委任する正会員以外の者)とする。 |
| 第3条 | 了承事項 | 委託者は、本委任契約締結にあたり、受託者の定款、この約款、使用料等分配規程その他受託者の提示する規程又は細則等、並びに公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター(以下「CPRA」という。)及び一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(以下「aRma」という。)が受託者となる管理委託契約約款、使用料規程、分配規程その他の規程又は細則等の内容を了承し、別途受託者の指定する入会又は権利委任者登録に必要な手続を行うものとする。 | 委託者は、本委任契約締結にあたり、受託者の定款、この約款、使用料等分配規程その他受託者の提示する規程、細則等、並びに公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター(以下「CPRA」という。)及び一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(以下「aRma」という。)が受託者となる管理委託契約約款、使用料規程、分配規程その他の規程、細則等の内容を了承し、別途受託者の指定する入会又は権利委任者登録に必要な手続を行うものとする。 |
| 第4条 | 受託の範囲 | 委託者は、委託者が別途受託者に提出する委任状の記載に従い、自らがその実演に関する権利を管理又は保有する実演家(以下「対象実演家」という。)に係る以下の各号の著作隣接権等及び将来取得する著作隣接権等(以下総称して「対象権利」という。)の行使及び管理等に係る一切の業務(以下「本管理業務」という。)を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。 (1) 商業用レコード二次使用料を受ける権利(著作権法第95条) (2) 期間経過商業用レコードの貸与報酬を受ける権利(同法第95条の3第3項) (3) 放送される実演を有線放送した場合の報酬を受ける権利(同法第94条の2) (4) 私的録音録画補償金を受ける権利(同法第102条第1項、第30条第2項) (5) レコード実演の管理 ① 商業用レコードの貸与 ② 放送用録音 ③ 番組制作用音源サーバーへの蓄積 ④ 移動受信端末への録音 ⑤ IPマルチキャスト送信 ⑥ IPマルチキャスト送信以外の送信可能化 (6) 放送実演の管理 ① 国内における放送(BS) ② 国内における放送(CS) ③ 国内における有線放送 ④ 海外における放送、有線放送、送信可能化又はビデオグラム化 ⑤ 航空機等の交通機関内での上映用ビデオグラムへの録音又は録画 ⑥ 市販用又は貸与用ビデオグラムへの録音又は録画 ⑦ IPマルチキャスト送信 ⑧ IPマルチキャスト送信以外の送信可能化 (7) 放送番組の公益目的利用等(放送番組の非営利団体への提供、機器販売のための店頭での一時的利用その他これに準じる利用) (8) 前各号以外で、将来CPRA、aRma又は受託者が取り扱うこととなるレコード実演又は放送実演に関する権利 | 委託者は、委託者が別途受託者に提出する委任状の記載に従い、自らがその実演に関する権利を管理又は保有する実演家(以下「対象実演家」という。)に係る以下の各号の著作隣接権等及び将来取得する著作隣接権等(以下総称して「対象権利」という。)の行使、管理等に係る一切の業務(以下「本管理業務」という。)を委任し、受託者はこれを引き受けるものとする。 (1) 商業用レコード二次使用料を受ける権利(著作権法第95条) (2) 期間経過商業用レコードの貸与報酬を受ける権利(同法第95条の3第3項) (3) 放送される実演を有線放送した場合の報酬を受ける権利(同法第94条の2) (4) 私的録音録画補償金を受ける権利(同法第102条第1項、第30条第2項) (5) レコード実演の管理 ① 商業用レコードの貸与 ② 放送用録音 ③ 番組制作用音源サーバーへの蓄積 ④ 移動受信端末への録音 ⑤ IPマルチキャスト送信 ⑥ IPマルチキャスト送信以外の送信可能化 (6) 放送実演の管理 ① 国内における放送(BS) ② 国内における放送(CS) ③ 国内における有線放送 ④ 海外における放送、有線放送、送信可能化又はビデオグラム化 ⑤ 航空機等の交通機関内での上映用ビデオグラムへの録音又は録画 ⑥ 市販用又は貸与用ビデオグラムへの録音又は録画 ⑦ IPマルチキャスト送信 ⑧ IPマルチキャスト送信以外の送信可能化 (7) 放送番組の公益目的利用等(放送番組の非営利団体への提供、機器販売のための店頭での一時的利用その他これに準じる利用) (8) 前各号以外で、将来CPRA、aRma又は受託者が取り扱うこととなるレコード実演又は放送実演に関する権利 |

管理委託契約約款

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|-----|------------|--|---|
| 第5条 | 保証等 | <p>1. 委託者は、本委任契約を締結するに際し、以下の各号につき保証する。</p> <p>(1) 委託者が、対象実演家からその実演に関する対象権利の譲渡又は必要な授権を受けており、本委任契約を適法に締結する完全な権限を有すること、かつ第三者の権利を侵害していないこと</p> <p>(2) 対象実演家は委託者及び受託者以外の者に対して、委託者は受託者以外の者に対して、それぞれ対象権利の管理及び行使等を委託又は委任していないこと</p> <p>(3) 受託者に提出した書面等の資料につき虚偽又は事実と反する記載がないこと</p> <p>2. 委託者は、対象権利の管理を開始した日及び対象実演家が過去に他者に所属していた場合等にはその履歴を明確にして通知するものとし、<u>また、対象実演家の所属先の変更、グループたる対象実演家のメンバーの増減等があった場合には、委託者の責任において速やかに受託者に対し所定の届出等を行うものとする。</u></p> <p>3. 委託者が第1項又は前項の規定に反したことにより、受託者又は第三者に損害が生じた場合、委託者は自己の責任と負担において速やかにこれに対応するものとし、受託者に迷惑、損害等を与えないものとする。また、受託者は、委託者の提出した資料、届出等に従って第4条の業務を行う限り、何らの責任を負わないものとする。</p> <p>4. 受託者は、<u>第1項</u>の委託者の保証につき必要と認める場合、委託者にその資料の提出を求めることができ、委託者は速やかにこれを提出しなければならない。</p> | <p>1. 委託者は、本委任契約を締結するに際し、以下の各号につき保証する。</p> <p>(1) 委託者が、対象実演家からその実演に関する対象権利の譲渡又は必要な授権を受けており、本委任契約を適法に締結する完全な権限を有すること、かつ、第三者の権利を侵害していないこと。</p> <p><u>(2) 本管理業務の委任について、対象実演家、その法定代理人等からの同意を得て、対象実演家の署名捺印済みの委任同意書の提出を受けていること。</u></p> <p>(3) 対象実演家は委託者及び受託者以外の者に対して、委託者は受託者以外の者に対して、それぞれ対象権利の管理、行使等を委託又は委任していないこと。</p> <p>(4) 受託者に提出した書面等の資料につき虚偽又は事実と反する記載がないこと。</p> <p>2. 委託者は、対象権利の管理を開始した日及び対象実演家が過去に他者に所属していた場合等にはその履歴を明確にして通知するものとする。</p> <p><u>3. 対象実演家の所属先の変更、グループたる対象実演家のメンバーの増減等があった場合、委任に係る対象権利の範囲の変更を行う場合又は本委任契約を解除する場合には、対象実演家、その法定代理人等の了解の下、委託者の責任において速やかに受託者に対し所定の届出等を行うものとする。</u></p> <p>4. 委託者が前各項の規定に反したことにより、受託者又は第三者に損害が生じた場合、委託者は自己の責任と負担において速やかにこれに対応するものとし、受託者に迷惑、損害等を与えないものとする。また、受託者は、委託者の提出した資料、届出等に従って第4条の業務を行う限り、何らの責任を負わないものとする。</p> <p>5. 受託者は、<u>前各項</u>の委託者の保証、通知、届出等につき必要と認める場合、委託者にその資料の提出を求めることができ、委託者は速やかにこれを提出しなければならない。</p> |
| 第6条 | 再委任 | <p>受託者は、本管理業務を自ら行うほか、その全部又は一部を、CPRA、aRma <u>又は</u> 外国の著作権隣接権管理団体等の他者に再委任(復委任)できるものとする。</p> | <p>受託者は、本管理業務を自ら行うほか、その全部又は一部を、CPRA、aRma、<u>外国</u>の著作権隣接権管理団体等の他者に再委任(復委任)できるものとする。</p> |
| 第8条 | 契約期間 | <p>1. 契約期間は、本委任契約締結の日から2年とする。<u>但し</u>、最初の契約期間は、本委任契約を締結した日から1年を経過した後最初に到来する3月31日までとする。</p> <p>2. 契約期間中に本委任契約が第16条の規定により解除されない限り、本委任契約は2年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。</p> | <p>1. 契約期間は、本委任契約締結の日から2年とする。<u>ただし</u>、最初の契約期間は、本委任契約を締結した日から1年を経過した後最初に到来する3月31日までとする。</p> <p>2. 契約期間中に本委任契約が第16条の規定により解除されない限り、本委任契約は2年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。</p> |
| 第9条 | 使用料等の受領・徴収 | <p>受託者は、CPRA及びaRmaが文化庁長官に届け出た使用料規程、外国の著作権隣接権管理団体等が定める使用料規程又は受託者自ら若しくは委託者が受託者を通じて個別に定める金額若しくは料率等に基づき、使用料、報酬 <u>又は</u> 補償金等(以下「使用料等」という。)を受領又は徴収するものとする。</p> | <p>受託者は、CPRA及びaRmaが文化庁長官に届け出た使用料規程、外国の著作権隣接権管理団体等が定める使用料規程又は受託者自ら若しくは委託者が受託者を通じて個別に定める金額若しくは料率等に基づき、使用料、報酬、<u>補償金</u>等(以下「使用料等」という。)を受領又は徴収するものとする。</p> |

管理委託契約約款

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|------|------------|--|--|
| 第11条 | 分配の一時保留 | <p>1. 受託者は、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、対象権利に係る使用料等の分配を、必要な範囲及び期間にわたり保留することができる。</p> <p>(1) 関係権利者、適用すべき分配率、その他対象権利に係る使用料等の分配を適切に行うために必要な事項を確定することができない場合又はこれらの事項のいずれかに疑義のある場合</p> <p>(2) 対象権利の存否又は帰属等に関して疑義が生じた場合</p> <p>(3) 委託者が第5条第1項に定める<u>保証義務に違反した場合又はその疑義のある場合</u></p> <p>(4) 委託者より届け出のある連絡先に宛てた通知が到達しない場合</p> <p>(5) 委託者より届け出のある送金先に宛てた送金が到達しない場合</p> <p>(6) 正会員たる委託者が正会員資格を停止された場合 <u>又は退会し若しくは除名された場合</u></p> <p>2. 受託者は、前項の規定を適用し分配の保留を行った場合は、委託者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3. 受託者は、第1項の規定を適用し分配の保留を行った場合は、委託者から受領した資料の内容を確認するため、委託者の会計帳簿その他の関係書類を閲覧、謄写又は調査することができるものとし、委託者はこれに協力するものとする。</p> | <p>1. 受託者は、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、対象権利に係る使用料等の分配を、必要な範囲及び期間にわたり保留することができる。</p> <p>(1) 関係権利者、適用すべき分配率、その他対象権利に係る使用料等の分配を適切に行うために必要な事項を確定することができない場合又はこれらの事項のいずれかに疑義のある場合</p> <p>(2) 対象権利の存否、帰属等に関して疑義が生じた場合</p> <p>(3) 委託者の第5条第1項に定める<u>保証の内容に疑義のある場合</u></p> <p>(4) 委託者より届け出のある連絡先に宛てた通知が到達しない場合</p> <p>(5) 委託者より届け出のある送金先に宛てた送金が到達しない場合</p> <p>(6) 正会員たる委託者が正会員資格を停止された場合</p> <p>2. 受託者は、前項の規定を適用し分配の保留を行った場合は、委託者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>3. 受託者は、第1項の規定を適用し分配の保留を行った場合は、委託者から受領した資料の内容を確認するため、委託者の会計帳簿その他の関係書類を閲覧、謄写又は調査することができるものとし、委託者はこれに協力するものとする。</p> |
| 第15条 | 通知方法及び通知義務 | <p>1. 受託者の本委任契約、この約款その他の規程に基づく通知 <u>又は</u>送金等は、委託者の届け出た連絡先又は送金先宛てに行うものとする。なお、本委任契約又はこの約款に定める通知が到達しない場合は、受託者が当該通知を発した時に到達したものとみなす。</p> <p>2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならない。</p> <p>(1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合</p> <p>(2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合</p> <p>(3) 改姓又は改名をした場合</p> <p>(4) 対象実演家の所属先の変更、グループたる対象実演家のメンバーの増減等があった場合</p> <p>(5) 実演に際して、届出済のもの以外の芸名の使用を行った場合</p> <p>(6) 委託者が、法人その他の団体である場合において、合併、解散又はその組織名称等を変更した場合</p> <p>(7) 対象権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合</p> <p>(8) その他、受託者が対象権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ受託者に告知することを求めた事項について変更があった場合</p> <p>3. 委託者が前項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、受託者は一切その責を負わない。</p> | <p>1. 受託者の本委任契約、この約款その他の規程に基づく通知、送金等は、委託者の届け出た連絡先又は送金先宛てに行うものとする。なお、本委任契約又はこの約款に定める通知が到達しない場合は、受託者が当該通知を発したときに到達したものとみなす。</p> <p>2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならない。</p> <p>(1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合</p> <p>(2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合</p> <p>(3) 改姓又は改名をした場合</p> <p>(4) 対象実演家の所属先の変更、グループたる対象実演家のメンバーの増減等があった場合</p> <p>(5) 実演に際して、届出済のもの以外の芸名の使用を行った場合</p> <p>(6) 委託者が、法人その他の団体である場合において、合併、解散又はその組織名称等を変更した場合</p> <p>(7) 対象権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合</p> <p>(8) その他、受託者が対象権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ受託者に告知することを求めた事項について変更があった場合</p> <p>3. 委託者が前項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、受託者は一切その責を負わない。</p> |

管理委託契約約款

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|------|---------|--|--|
| 第16条 | 委任契約の解除 | <p>1. 受託者は、次の各号のいずれかの事由があった場合、催告することなく、書面による通知により本委任契約を解除することができる。ただし、本条項に基づく解除は、受託者による当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。</p> <p><u>(1) 委託者が対象権利の全部を失ったとき</u></p> <p><u>(2) 委託者が破産手続開始の決定を受けたとき、又は委託者が法人その他の団体である場合において解散したとき</u></p> <p><u>(3) 委託者が監督官庁から事業停止又は事業免許若しくは事業登録等の取消処分等を受けたとき</u></p> <p><u>(4) 委託者が受託者の名誉を傷つけ又は受託者の事業運営に重大な支障を及ぼす行為を行ったとき</u></p> <p><u>(5) 正会員たる委託者が除名されたとき</u></p> <p><u>(6) 定款その他受託者の定める規程又は運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき</u></p> <p><u>(7) 第11条第1項の規定により分配の保留を行った場合であって、分配の保留事由の解消が困難であると受託者が認めたとき</u></p> <p><u>(8) 委託者がこの約款に定める委託者の義務を履行しないとき</u></p> <p><u>(9) その他前各号に準ずる本委任契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき</u></p> | <p>1. 受託者は、次の各号のいずれかの事由があった場合、催告することなく、書面による通知により本委任契約を解除することができる。ただし、本条項に基づく解除は、受託者による当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。</p> <p><u>(1) 委託者が第5条第1項に定める保証義務に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 委託者が対象権利の全部を失ったとき。</u></p> <p><u>(3) 委託者が破産手続開始の決定を受けたとき、又は委託者が法人その他の団体である場合において解散したとき。</u></p> <p><u>(4) 委託者が監督官庁から事業免許、事業登録等の取消、事業停止等の処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 委託者が受託者の名誉を傷つけ又は受託者の事業運営に重大な支障を及ぼす行為を行ったとき。</u></p> <p><u>(6) 正会員たる委託者が資格を喪失したとき。</u></p> <p><u>(7) 定款その他受託者の定める規程又は運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</u></p> <p><u>(8) 第11条第1項の規定により分配の保留を行った場合であって、分配の保留事由の解消が困難であると受託者が認めたとき。</u></p> <p><u>(9) 委託者がこの約款に定める委託者の義務を履行しないとき。</u></p> <p><u>(10) その他前各号に準ずる本委任契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。</u></p> |
| 第23条 | 約款の変更等 | | 見出しの変更 (補則) |
| 附則 | | <p>1. 平成23年1月31日一部改定。</p> <p>2. 平成23年1月31日一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。</p> <p>3. 平成24年6月28日一部改定は、平成24年4月1日に遡って適用する。</p> <p>4. 平成26年6月25日一部改定。</p> <p>5. 平成27年3月18日一部改定。なお、同改定は平成27年4月1日から適用する。</p> | <p>1. 平成23年1月31日一部改定。</p> <p>2. 平成23年1月31日一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。</p> <p>3. 平成24年6月28日一部改定は、平成24年4月1日に遡って適用する。</p> <p>4. 平成26年6月25日一部改定。</p> <p>5. 平成27年3月18日一部改定。なお、同改定は平成27年4月1日から適用する。</p> <p><u>6. 平成28年5月25日一部改定。なお、同改定は平成28年8月1日から適用する。</u></p> |

使用料等分配規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|------|-------------|--|---|
| タイトル | | 一般社団法人日本音楽制作者連盟 使用料等分配規程 | 使用料等分配規程 |
| 第1条 | 目的 | この規程は、管理委託契約約款第10条第1項に基づき、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)が受領又は徴収した、管理委託契約約款第4条に定める対象権利に係る使用料、報酬及び補償金等(以下「使用料等」という。)に関して、その分配方法を定めることを目的とする。 | この規程は、管理委託契約約款第10条第1項に基づき、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)が受領又は徴収した、管理委託契約約款第4条に定める対象権利に係る使用料、報酬、補償金等(以下「使用料等」という。)に関して、その分配方法を定めることを目的とする。 |
| 第2条 | 分配の対象となる権利者 | 当連盟が使用料等を分配する権利者は、管理委託契約約款第1条に定める委託者とする。 | 見出しの変更 (分配対象者) 当連盟が使用料等を分配する対象者は、管理委託契約約款第1条に定める委託者とする。 |
| 第3条 | 分配方法 | 1. 当連盟は、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター(以下「CPRA」という。)又は一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(以下「aRma」という。)から受領した使用料等については、CPRA又はaRmaが定める管理委託契約約款、業務規程、分配規程その他CPRA又はaRmaが定める諸規程又は細則等に従い分配するものとする。 2. 当連盟は、当連盟自らが使用料等を徴収した場合、又は、CPRA若しくはaRmaから前項以外の使用料等を受領した場合は、理事会が定める方法でこれを分配するものとする。 | 1. 当連盟は、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター(以下「CPRA」という。)又は一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(以下「aRma」という。)から受領した使用料等については、CPRA又はaRmaが定める管理委託契約約款、業務規程、分配規程その他CPRA又はaRmaが定める諸規程、細則等に従い分配するものとする。 2. 当連盟は、当連盟自らが使用料等を徴収した場合又はCPRA若しくはaRmaから前項以外の使用料等を受領した場合は、理事会が定める方法でこれを分配するものとする。 |
| 第4条 | 分配時期 | 2. 当連盟は、当連盟自らが使用料等を徴収した場合、又はCPRA若しくはaRmaからその他使用料等を受領した場合は、第1項に定める各使用料と併せて、又は理事会が定める時期に、これを分配するものとする。 | 2. 当連盟は、当連盟自らが使用料等を徴収した場合又はCPRA若しくはaRmaからその他使用料等を受領した場合は、 <u>本条</u> 第1項に定める各使用料と併せて又は理事会が定める時期に、これを分配するものとする。 |
| 第7条 | 変更 | この規程の変更は、 <u>当連盟</u> 理事会において行う。 | 見出しの変更 (補則) この規程の変更又は廃止は、理事会において行う。 |
| 附則 | | 附 則 1. この規程は、平成22年4月1日から実施する。 2. <u>平成22年8月1日一部改定。</u> 3. <u>平成23年2月28日一部改定。</u> 4. <u>平成23年2月28日一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。</u> 5. <u>平成23年6月29日一部改定。</u> 6. <u>平成26年5月28日一部改定。</u> 7. <u>平成27年3月18日一部改定。なお、同改定は平成27年4月1日から適用する。</u> | 附則 1 この規程は、平成22年4月1日から実施する。 2 平成22年8月1日一部改定 3 平成23年2月28日一部改定 4 平成23年2月28日一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。 5 平成23年6月29日一部改定 6 平成26年5月28日一部改定 7 平成27年3月18日一部改定。なお、同改定は平成27年4月1日から適用する。 8 <u>平成28年7月20日一部改定</u> |

管理手数料規程

| 条項 | 見出し | 旧 | 新 |
|-----|------------|--|---|
| 第2条 | 管理手数料の額 | 管理手数料は、 以下 の表で定める料率を、当連盟が受領又は徴収した使用料等に乗じて得た額とする。なお、正会員及び権利委任者の定義は、管理委託契約約款第2条の定めに従うものとする。 | 管理手数料は、 次 の表で定める料率を、当連盟が受領又は徴収した使用料等に乗じて得た額とする。なお、正会員及び権利委任者の定義は、管理委託契約約款第2条の定めに従うものとする。 |
| 第3条 | 管理手数料の割り戻し | 管理手数料の割り戻しを行う場合は、 別に定める 「管理手数料等収入に関する割戻規程」に基づき割り戻しを行うものとする。 | 見出しの変更 (管理手数料の割戻し) 管理手数料の割戻しを行う場合は、管理手数料等収入に関する割戻規程に基づき、 割戻し を行うものとする。 |
| | 補則 | | 見出しの変更 第4条 |
| 附則 | | <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。 2. 平成23年2月28日一部改定。 3. 平成23年2月28日一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。 4. 平成24年6月28日一部改定。 5. 平成26年5月28日一部改定。 | <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。 2 平成23年2月28日一部改定 3 平成23年2月28日一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。 4 平成24年6月28日一部改定 5 平成26年5月28日一部改定 6 平成28年7月20日一部改定 |